鳥取県ガス警報器緊急設置支援事業補助金
申請要領

（令和８年１１月）

鳥取県ガス警報器緊急設置支援事業補助金について

１.目的

令和８年熊本地震後に、大型ショッピングモールにおいて発生した爆発事故を受け、ガス警報器の設置を促進することにより、ガス漏れ等の事故から県民の生命・財産を守るとともに、地域の防災力向上を図ることを目的としています。

２.概要

ガス警報器緊急設置支援事業は、鳥取県ガス警報器緊急設置支援事業補助金交付要綱等の規定により、その補助金を活用して、対象者（住宅の居住者等）が、設置期間内にガス事業者からガス警報器を購入（リース含む）し、設置に要した費用が確認できる書類（領収書、請求書等）を添付して事務局に申請することで、設置に要した費用の補助を受ける事業です。

鳥取県とテルウェル西日本株式会社（ガス警報器緊急設置支援事業執行団体）が「間接補助金交付事業」として実施します。

〇補助内容

項目	内容
対象者	鳥取県内の住宅に居住又は所有する者 ※法人、個人事業主等の事業活動を行う者は対象外 ※ＬＰガス、都市ガス又は簡易ガスを使用している住宅が対象 ※ただし、ＬＰガスを利用している共同住宅で、ガス警報器の設置が義務付けられているところは対象外
対象製品	ガス警報器、ガス・ＣＯ警報器、住宅用火災・ガス・ＣＯ警報器 ※ガス事業者が設置するものに限る
補助金額	【購入の場合】 上限 20,000 円/１戸 ガス警報器購入代（上限 15,000 円）＋設置手数料（一律 5,000 円） 【リースの場合】 一律 9,000 円/１戸 ガス警報器リース料（一律 4,000 円）＋設置手数料（一律 5,000 円）
実施期間	【ガス警報器購入・設置】 令和８年 11 月 24 日（火）～令和９年２月 10 日（水）まで 【補助金申請】 令和８年 11 月 24 日（火）～令和９年２月 19 日（金）まで（必着）

（１）対象者

本事業の対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者です。

①申請時点で県内の戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋に居住又は所有するものであること。

※法人、個人事業主等の事業活動を行う者は除く

※ＬＰガスを利用している共同住宅で、ガス警報器の設置が義務付けられているところは除く

②ガス事業者からガス警報器を購入、又はリースにより設置するものであること。

③今回申請するガス警報器について、他の補助金の交付は受けていないこと。

④鳥取県税の滞納がないこと。

⑤暴力団等の反社会勢力との関係を有していないものであること。

⑥社会通念上、補助金交付を受けることが相応しくない者※でないこと。

※ 提出書類に虚偽の記載がある者

※ 申請要領に違反または著しく逸脱した行為をする者

※ 不正行為をする者

（２）対象製品

本事業の対象製品は、ガス事業者が設置した、次のガス漏れ検知機能を有した機器です。設置期間内に設置したもので、１戸につき１台を限度とします。

対象製品：ガス警報器、ガス・ＣＯ警報器、住宅用火災・ガス・ＣＯ警報器

（３）補助金額

補助金の支給額は購入の場合、リースの場合で異なります。

※補助額は購入代金、設置手数料の税込価格です。

【購入の場合】

上限 20,000 円/１戸

ガス警報器購入代（上限 15,000 円）＋設置手数料（一律 5,000 円）

例①　ガス警報器購入代が 10,000 円、設置手数料が 5,000 円の場合

⇒【支給額】15,000 円（購入代 10,000 円+設置手数料 5,000 円）

例②　ガス警報器購入代が 18,000 円、設置手数料が 5,000 円の場合

⇒【支給額】20,000 円（購入代 15,000 円+設置手数料 5,000 円）

例③　ガス警報器購入代が 8,000 円、設置手数料が 3,000 円の場合

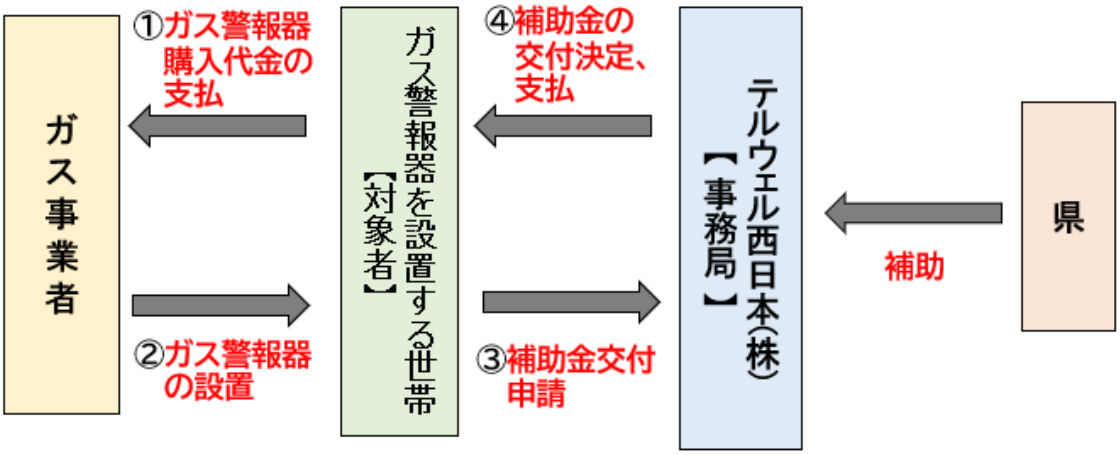
⇒【支給額】11,000 円（購入代 8,000 円+設置手数料 3,000 円）

【リースの場合】
一律 9,000 円/１戸
ガス警報器リース料（一律 4,000 円）＋設置手数料（一律 5,000 円）
例①　ガス警報器リース料が 270 円/月、設置手数料が 5,000 円の場合
⇒【支給額】9,000 円（リース 4,000 円+設置手数料 5,000 円）
例②　ガス警報器リース料が 330 円/月、設置手数料が 3,000 円の場合
⇒【支給額】7,000 円（リース 4,000 円+設置手数料 3,000 円）

（４）実施期間

【ガス警報器購入・設置】
令和８年 11 月 24 日（火）～令和９年２月 10 日（水）まで
【補助金申請】
令和８年 11 月 24 日（火）～令和９年２月 19 日（金）まで（必着）
※補助金申請は、郵送により申請してください。

３.補助金交付までの流れ



①②－ガス警報器の購入、設置

○ガス警報器を設置する世帯（対象者）がガス事業者からガス警報器を購入（リース含む）し、ガス事業者がガス警報器を設置。
【購入の場合】
ア.対象者がガス事業者にガス警報器購入代（設置手数料を含む）を支払い。
イ.ガス事業者が対象者に設置に要した費用が確認できる書類（請求書、領収書等）を交付。
※請求書、領収書等には、ガス事業者名、ガス警報器購入日、購入機器名（型式、品番）、購入代金、設置費用を記載。

【リースの場合】

ア．対象者とガス事業者がリース契約を締結。

イ．ガス事業者が対象者にリース契約書（リース伝票）と設置に要した費用（設置手数料）が確認できる書類（取付伝票等）を交付。

○ガス事業者から対象者に補助金申請用紙（交付申請書兼実績報告書（様式第１号)、誓約書兼同意書（様式第２号)）の用紙を交付。

※県ホームページにも補助金申請用紙を掲載しています。

※共同住宅等の所有者が各戸分をまとめて申請する場合は、県ホームページに「(別添）申請一覧」を掲載しています。

③－補助金交付申請

新たにガス警報器を設置した世帯（対象者）が、５のガス警報器緊急設置支援事業事務局であるテルウェル西日本株式会社（以下「事務局」という。）に補助金交付申請書を郵送により提出。

【補助金申請書類】

・交付申請書兼実績報告書（様式第１号）

※共同住宅等の所有者が各戸分をまとめて申請する場合は、「(別添）申請一覧」を添付してください。

・誓約書兼同意書（様式第２号）

・設置に要した費用が確認できる書類の写し

【購入の場合】

納品書、請求書、領収書のいずれかの写し

【リースの場合】

リース契約書、リース伝票のいずれかの写しと取付伝票等の写し

・振込先口座の写し（申請者本人名義）

通帳の表紙および表紙の裏面などの写し、キャッシュカード、WEB 通帳の写し（金融機関名、支店、預金種別、口座番号、口座名義（カナ）がわかるもの）

※不明な点がある場合は事前に電話等で確認をした上で、申請書類の作成をお願いします。

※郵送料金は申請者の負担となります。

※申請書類に不備がある場合は、事務局（電話番号 0857－30－1570）から電話がありますので、電話に出ていただきますようお願いします。

④－補助金受給

事務局からガス警報器を設置する世帯（対象者）に補助金交付決定通知を郵送します。その後、交付申請書兼実績報告書に記載された口座へ補助金を振り込みます。

※申請書受付から補助金の振込まで概ね１か月程度を予定しています。

※「テルウエルニシニツホ゜ン(カ」の名義で振り込みます。

４.補助金受給の留意事項

（１）購入・設置実績の確認

購入・設置実績等について、ガス警報器緊急設置支援事業事務局からガス事業者に確認することがあります。

（２） 関係書類の保管

本事業の関係書類は、補助金交付後５年間保存してください。

５.相談・お問い合わせ・補助金申請先

ガス警報器緊急設置支援事業事務局

〒680-0007　鳥取市湯所町２－258

（テルウェル西日本株式会社中国支店　鳥取事業所内）

TEL　0857－30－1570（受付時間　9：00～18：00/土日祝を除く）

FAX　0857－24－8550

Email　tottori-keihoki@telwel-west.co.jp

HP　https://www.pref.tottori.lg.jp/330548.htm

（県ホームページ）

※この補助金の業務は、テルウェル西日本株式会社中国支店が実施します。申請に係る情報につきましては、本事業の目的以外には使用しません。

【ご注意ください！振り込め詐欺】

事務局職員等が、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いしたり、補助金振込のために手数料などの振込を求めることは決してありません。 補助金をよそおった振り込め詐欺に注意してください。